

令和 8 年度 茨田小学校 学校安心ルール

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第 1～3 段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第 1 段階	・授業時間におくれる ・授業に関係のないことをする	・相手がいやがることを言う ・相手が嫌がることをする ・人の物を勝手に使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する	・学校の物を大切にしない ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第 2 段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話を大きな声でする ・授業中に教室を徘徊する	・なかまはずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・ばかにしたようなことを言う	・学校の物をこわす	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第 3 段階	・授業中、故意に妨害をする ・授業に参加せず、校内外を徘徊する。 ・学校の施設設備を故意に破損させる	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう ・物を故意にこわしたりすてたりする ・金品を取ったり要求したりする。	・指導に対して激しく反抗する ・暴言を繰り返す ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・夜中に歩み徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする・	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	第 3 段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

